三 調 発 ５ ５ 号
平成２５年６月７日

会員各位

三重県土地家屋調査士会
会長　　神 戸 照 男

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の様式変更について
（再度のお知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の業務執行にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、昨年通知したとおり（別添「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の様式変更及び移行方法について」）、**平成 25 年 7 月 9 日以降は新様式での職務上請求書に限られ、旧様式の職務上請求書は使用できなくなります**のでご注意下さい。新様式の職務上請求書をお持ちでない会員は、購入申込書を使用して当会事務局にてご購入下さい。

また、同請求書の取扱いについては、適正な使用管理を心がけて下さいますようお願い致します。

三　調　発　第５８号

平成２４年６月２８日

会員各位

三重県土地家屋調査士会

会長　　神　戸　照　男

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の様式変更及び移行方法について

平素は本会の会務運営に対し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年 7 月 9 日に施行される住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）に伴う、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」（日調連会則施行規則第 17 条第 4 項に定める附録第 12 号様式）の一部改正につきまして、様式変更及び移行方法について連合会より通知がありました。下記のとおりの取扱いとしますので、連絡します。

（職務上請求書綴り表紙裏面の注意事項、購入申込書、誓約書についての変更はありません。）

記

1　平成 24 年 7 月 9 日から、新様式による職務上請求書の使用ができることとする。

※新様式の職務上請求書は平成 24 年 7 月 9 日から販売致します。

2　平成 25 年 7 月 8 日までの間は、新旧様式による職務上請求書の併用ができることとする。（平成 24 年 7 月 9 日から、1 年間を移行期間とする。）

3　平成 25 年 7 月 8 日までの間は、旧様式による職務上請求書を使用して外国人住民に係る交付請求をする場合は、生年月日は西暦を用いること、基礎証明事項以外の記載を求めるときは利用目的等を、より詳細に記載又は別紙を添付する方法をとることとする。

4　平成 25 年 7 月 9 日以降は、新様式のみにより交付請求をすることとする。

5　平成 25 年 7 月 9 日以降は、旧様式の職務上請求書は、使用はできなくなるので、同日以降、旧様式の職務上請求書を保有している場合は、裁断等により再生不可能な状態にして廃棄し、所定の手続（三重県土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程第 6 条第 1 項及び同条第 2 項参照）をとることとする。

附録第12号

○○－６Ａ－○○○○○○

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書

長　殿　　平成　　年　　月　　日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍　謄本・抄本　通 住民票・除票・戸籍の附票の写し・住民票記載事項証明書 住民基本台帳の閲覧
(1) 本籍・住所	
(2) 筆頭者の氏名・世帯主の氏名	
(3) 請求に係る者の氏名・範囲生年月日	(フリガナ) 氏名　　範囲 生年月日　明治・大正・昭和・平成　西暦　年　月　日
(4) 住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項	
利用目的の種別	請求に際し明らかにしなければならない事項
1 土地家屋調査士法第３条第１項第２号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第４号及び第７号に規定する代理業務に必要な場合（戸籍法第１０条の２第４項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き）	事件及び代理手続の種類並びに戸籍の記載事項、住民票の写し等の利用目的
2 上記１以外の場合で受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合（戸籍法第１０条の２第３項、住基法第１２条の３第２項及び第４項第５号括弧書き以外）	事件の種類： 依頼者の氏名又は名称： 依頼者について該当する事由　戸籍法第10条の2第1項：□1号　□2号　□3号 住基法第12条の3第1項：□1号　□2号　□3号 上記に該当する具体的事由
(5) 請求者 事務所所在地 事務所名（法人名） 資格・氏名 電話番号 登録番号・認定番号	○○県土地家屋調査士会所属 職印 土地家屋調査士 電話番号　（　）　－ 登録番号 第　号　民間紛争解決手続代理関係業務認定番号 第　号
(6) 使者（補助者） 事務所所在地 氏名	印

［ 本用紙の使用方法についてのお問い合わせは、○○県土地家屋調査士会事務局　電話(○○○)○○○－○○○ ］

（注）(1)　(2) 欄…　戸籍謄本等、又は戸籍の附票の写しの請求の場合は、本籍・筆頭者を、また、住民票の写し等の請求の場合は、住所・世帯主を記載する。

(3) 欄…　戸籍の抄本・記載事項証明又は住民票の写しの請求の場合は、請求に係る者の氏名を、また住民基本台帳の閲覧の請求の場合は、請求に係る者の範囲を記載する。外国人住民にあっては通称を含む。

(4) 欄…　住基法第１２条の３第７項による基礎証明事項以外の事項とは、世帯主との続柄、戸籍の表示等、住基法第７条第４号・第５号及び第９号から第１２号まで及び第１４号に掲げるものをいう（外国人住民にあっては、同法第７条４号、第１０号から第１２号及び第１４号、国籍・地域、第３０条の４５の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下段に掲げる事項に掲げるものをいう）。外国人住民について基礎証明事項のほかに在留資格等の記載を求めるときは、利用目的等をより詳細に記載する。

(5) 欄…　土地家屋調査士法人が請求する場合は、法人の名称及び事務所の所在地、代表者氏名及び届出番号を記載する。利用目的の種別１の７号で請求する場合は民間紛争解決手続代理関係業務認定番号（法人の場合は社員の同認定番号）を記載する。

http://www.chosashi.or.jp/

〔日本土地家屋調査士会連合会統一用紙〕